

○札幌市ユース・ホステル条例施行規則
平成4年3月31日規則第50号

〔注〕平成28年3月から改正経過を注記した。
改正

平成8年3月規則第19号
平成12年2月規則第5号
平成16年3月31日規則第32号
平成17年10月4日規則第60号
平成28年3月31日規則第21号

札幌市ユース・ホステル条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市ユース・ホステル条例(昭和35年条例第35号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認の申込み)

第2条 条例第4条第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ札幌国際ユースホステル使用承認申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第3条 条例第6条ただし書の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 条例第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することのできない理由により使用不能となったとき。
- (2) 条例第8条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の承認を取り消したとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、その使用について札幌国際ユースホステル(以下「ユース・ホステル」という。)の管理人の指示に従い、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) ユース・ホステルの建物又は附属物若しくは備付物件を汚染し、破損し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第5条 条例第11条第1項の規定により指定管理者にユース・ホステルの管理を行わせる場合における第2条の規定の適用については、同条中「別記様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第12条第5項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) その他指定管理者が適当と認めたとき。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、経済観光局長が定める。

一部改正〔平成28年規則21号〕

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第19号)～附 則(平成16年規則第32号)

省略

附 則(平成17年規則第60号)

この規則は、札幌市ユース・ホステル条例の一部を改正する条例(平成17年条例第82号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成18年4月1日)

附 則(平成28年規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

札幌国際ユースホステル使用承認申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長

申請者 住所又は所在地

氏名(団体にあつては、団体
名及び代表者名)

電話番号

下記のとおり使用したいので承認願います。

記

| | | | | | | | | |
|-------------|---------------|---|-------|---|------|---|-----|---|
| 使用区分 | 宿泊 ・ 集会室 | | | | | | | |
| 使用日時 | 自 年 月 日 時 分から | | | | | | | |
| | 至 年 月 日 時 分まで | | | | | | | |
| 使用人員 | 一 般 | | 中学生以下 | | 4歳未満 | | 合 計 | |
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 使用料 減免申請 | 有・無 | | 事由 | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | |

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。